



千葉労働局発表  
平成 27 年 11 月 27 日  
午後 2 時解禁

千葉労働局職業安定部  
職業対策課長 熱田家喜  
職業対策課長補佐 石毛宗一  
地方障害者雇用担当官 日暮江律子  
電話 043-221-4391 (代表)  
043-221-4392 (直通)

報道関係者各位

## 平成 27 年 障害者雇用状況の集計結果

〔 民間企業の雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新 〕

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、常用雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けられている事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

千葉労働局では、今般、平成 27 年 6 月 1 日現在における管内の民間企業や公的機関などの同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

### ポイント

#### 【民間企業】（法定雇用率 2.0%）

- 雇用障害者数は 8,882 人、対前年比 3.5%（298 人）増加
- 実雇用率は 1.82%、対前年比 0.05 ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合は 49.0%、対前年比 1.5 ポイント上昇
  - ・100～300 人未満企業の割合は 53.8%、対前年比 3.7 ポイント上昇
  - 要因は精神障害者の雇用数 232 人、対前年比 75.8%（100 人）の増加

#### 【公的機関】（法定雇用率 2.3%、県教育委員会及び一部市町村教育委員会は 2.2%）

- 県機関では、8 機関中 8 機関で法定雇用率を達成
- 市町村機関では、91 機関中 78 機関が法定雇用率を達成

（注）障害者の数のカウントについては、別紙「法定雇用率とは」（5 ページ）の※を参照してください。

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

※報告対象企業については、平成24年までは56人以上規模であり、平成25年以降は50人以上規模である。

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者数は8,882.0人で、前年より3.5%（298.0人）増加し、12年連続で過去最高となった。
- ・ 障害種別の雇用状況は、身体障害者は5,601.5人（対前年比0.5%増）、知的障害者は2,539.0人（対前年比5.6%増）、精神障害者は741.5人（対前年比22.5%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、4年連続で過去最高の1.82%（前年は1.77%）であった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は49.0%（同47.5%）と1.5ポイント上昇した。特に100人～300人未満規模企業では、53.8%（同50.1%）と3.7ポイント上昇し、全ての企業規模で最も高い法定雇用率達成割合となった。

【第1表、第1図】

### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業では941.5人であった。また、100～300人未満で2,249.0人、300～500人未満で853.0人、500～1,000人未満で1,194.5人、1,000人以上で3,644.0人と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、規模が大きいほど高く、民間企業全体の実雇用率（1.82%）と比較すると、
  - ⇒ 1,000人以上規模企業（2.06%）、500～1,000人未満（1.93%）については上回った。
  - ⇒ 300～500人未満規模企業（1.69%）、100～300人未満（1.72%）、50～100人未満（1.37%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模50～100人未満が45.0%、100～300人未満が53.8%、300～500人未満が49.0%、500～1,000人未満が49.0%、1,000人以上が45.1%となり、50～100人未満規模企業と1,000人以上規模企業を除き前年より上昇した。

【第2表(1)、第3表(1)、第2図】

## ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業，林業，漁業，鉱業」が 58.5 人、「建設業」が 104.0 人、「製造業」が 1,209.0 人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 34.5 人、「情報通信業」が 102.0 人、「運輸業」が 728.5 人、「卸売業，小売業」が 1,328.0 人、「金融業，保険業」が 325.0 人、「不動産業，物品賃貸業」が 124.5 人、「学術研究，専門・技術サービス業」が 1,540.5 人、「宿泊業，飲食サービス業」が 205.5 人、「生活関連サービス業，娯楽業」が 279.0 人、「教育・学習支援業」が 137.5 人、「医療・福祉」が 1,541.0 人、「複合サービス事業」が 103.0 人、「サービス業」が 1,061.5 人であった。
- ・ 産業別の実雇用率では、「学術研究，専門・技術サービス業」(2.10%)と、「金融業，保険業」(2.00%)、「医療・福祉」(2.00%)が法定雇用率に達している。さらに、「宿泊業，飲食サービス業」(1.83%)、「運輸業」(1.83%)、「サービス業」(1.82%)と続いている。

【第 2 表(2)、第 3 表(2)、第 3 図】

## ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成 27 年の法定雇用率未達成企業は 1,090 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業 (1 人不足企業) が 746 社と、68.4%を占めている。
- ・ また、障害者を 1 人も雇用していない企業 (0 人雇用企業) が 668 社、未達成企業に占める割合は、61.3%となっている。

## 2 公的機関における在職状況

### ○ 県の機関 (法定雇用率 2.3%が適用される機関)

県の機関 (43.5 人以上の機関) に在職している障害者の数は 302.0 人、実雇用率は 2.54%で、7 機関中 7 機関で法定雇用率を達成。

【第 4 表 1、第 6 表(1)・(2)】

### ○ 県教育委員会 (法定雇用率 2.2%が適用される機関)

2.2%の法定雇用率が適用される県教育機関に在職している障害者の数は 527.5 人と昨年度 (523.0 人) と比べ増加し、実雇用率も 2.32%と昨年度 (2.29%) を上回っている。

【第 4 表 2、第 6 表(3)】

### ○ 市町村の機関 (法定雇用率 2.3%が適用される機関)

市町村の機関 (43.5 人以上の機関) に在職している障害者の数は 1,027.0 人、実雇用率は 2.32%で、87 機関中 75 機関が達成。

【未達成の機関：松戸市※、茂原市、旭市、勝浦市※、八街市、印西市、匝瑳市※、多古町、横芝光町、鋸南町、君津中央病院企業団、国保匝瑳市民病院】

※現在は、法定雇用率を達成している市町村機関

【第5表、第6表(5)】

○ 市町村教育委員会（法定雇用率 2.2%が適用される機関）

2.2%の法定雇用率が適用される市教育機関に在職している障害者の数は 116.5 人、実雇用率は 2.09%と 4 機関中 3 機関が法定雇用率を達成している。

【未達成の機関：千葉市教育委員会】

【第5表、第6表(6)】

### 3 特殊法人等における雇用状況

地方の特殊法人（法定雇用率 2.3%）に雇用されている障害者の数は 7.5 人、実雇用率は 2.31%で、2 機関中 1 機関で達成している。

【未達成機関：さんむ医療センター】

【第1表、第6表(4)】

### 4 千葉労働局の取組み

以上の状況を踏まえ、千葉労働局は次のとおり取組みます。

- ・ 公的機関については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、労働局幹部から機関の幹部に対する指導を徹底する。
- ・ 民間企業については、平成 30 年 4 月 1 日に施行される法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える見直しに伴う法定雇用率の引上げを踏まえ、近年急激に増加している精神障害求職者に対する就職支援及び在職障害者への定着支援をより一層推進していくとともに、引き続き関係機関とのチーム支援や精神障害者雇用トータルサポーターの助言指導等による支援の強化を図る。

また、障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応として平成 28 年 4 月 1 日より施行される、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律第 36 条及び第 36 条の 4）について具体的に定めた指針に基づき周知啓発を行い、企業の障害者雇用管理改善の取組を促進する。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">.....</td> <td>一般の民間企業 ..... 2. 0%</td> </tr> <tr> <td>(50人以上規模の企業)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">.....</td> <td>特殊法人等 ..... 2. 3%</td> </tr> <tr> <td>(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)</td> </tr> </table>	.....	一般の民間企業 ..... 2. 0%	(50人以上規模の企業)	.....	特殊法人等 ..... 2. 3%	(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)
.....	一般の民間企業 ..... 2. 0%						
	(50人以上規模の企業)						
.....	特殊法人等 ..... 2. 3%						
	(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)						
○ 国、地方公共団体	..... 2. 3%						
	(43.5人以上規模の機関)						
○ 都道府県等の教育委員会	..... 2. 2%						
	(45.5人以上規模の機関)						

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

## 平成27年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

### < 目次 >

#### 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.0%）

第1表	概況・障害種別雇用状況	7
第2表	企業規模別・産業別の雇用状況	8
第3表	企業規模別・産業別の障害種別雇用状況	9
第1図	民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移	10
第2図	民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移	11
第3図	民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移	12
第4図	民間企業における規模別障害者の法定雇用率達成企業割合の推移	13

#### 2 公的機関等における在職状況（法定雇用率 2.3%または 2.2%）

第4表	千葉県 <small>の</small> 機関（法定雇用率 2.3%が適用される機関）の障害者 在職状況	14
	千葉県 <small>の</small> 機関（法定雇用率 2.2%が適用される機関）の障害者 在職状況	15
第5表	千葉県内市町村等 <small>の</small> 機関における障害者の在職状況	16
第6表	地方公共団体等 <small>の</small> 各機関の状況	17～19

#### 3 障害者に対する合理的配慮事例

参考	障害者に対する合理的配慮事例	20
----	----------------	----

##### <合理的配慮とは>

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により平成28年4月から雇用者の障害者に対する合理的配慮の提供が義務となります。

募集及び採用時においては、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置。また、採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保及び障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のことをいいます。障害者一人ひとりの状態や職場の状況により求められるものが異なり、多様で個別性の高いものです。

第1表 民間企業等における雇用状況

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
一般の民間企業 〔2.0%〕	企業 2,139 (2,082)	人 488,437.5 (485,922.5)	人 1,879 (1,845)	人 497 (471)	人 3,821 (3,646)	人 1,612 (1,554)	人 8,882.0 (8,584.0)	人 923.5 (810.0)	% 1.82 (1.77)	企業 1,049 (989)	% 49.0 (47.5)
特殊法人等 〔2.3%〕	2 (2)	328.5 (325.0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	7.5 (7.5)	2.5 (2.5)	2.28 (2.31)	1 (1)	50.0 (50.0)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
一般の民間企業 〔2.0%〕	8,882.0 (8,584.0)	1,499 (1,483)	330 (305)	2,029 (2,053)	489 (502)	5,601.5 (5,575.0)	476.5 (427.0)	380 (362)	167 (166)	1,248 (1,189)	728 (649)	2,539.0 (2,403.5)	249.5 (228.0)	544 (404)	395 (403)	741.5 (605.5)	197.5 (155.0)
特殊法人等 〔2.3%〕	7.5 (7.5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	6.5 (6.5)	2.5 (2.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)

〔第1表 (1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は、平成26年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 特殊法人とは、2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

〔第1表 (2)の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は、平成26年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 特殊法人とは、2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

## 第2表 企業規模別・産業別の雇用状況

### (1) 規模別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新 規雇用分			
規模計	2,139 (2,082)	488,437.5 (485,922.5)	1,879 (1,845)	497 (471)	3,821 (3,646)	1,612 (1,554)	8,882.0 (8,584.0)	923.5 (810.0)	1.82 (1.77)	1,049 (989)	49.0 (47.5)
50～ 100人未満	977 (928)	68,764.0 (65,683.0)	163 (178)	83 (47)	443 (415)	179 (198)	941.5 (917.0)	143.0 (119.5)	1.37 (1.40)	440 (420)	45.0 (45.3)
100～ 300人未満	862 (864)	130,564.0 (130,808.5)	507 (465)	93 (86)	1,032 (919)	220 (197)	2,249.0 (2,033.5)	308.5 (252.5)	1.72 (1.55)	464 (433)	53.8 (50.1)
300～ 500人未満	149 (137)	50,386.5 (46,512.5)	219 (204)	39 (35)	343 (309)	66 (62)	853.0 (783.0)	94.0 (89.0)	1.69 (1.68)	73 (62)	49.0 (45.3)
500～ 1,000人未満	100 (101)	61,871.5 (61,573.5)	264 (251)	62 (48)	548 (537)	113 (92)	1,194.5 (1,133.0)	153.0 (115.5)	1.93 (1.84)	49 (47)	49.0 (46.5)
1,000人以上	51 (52)	176,851.5 (181,345.0)	726 (747)	220 (255)	1,455 (1,466)	1,034 (1,005)	3,644.0 (3,717.5)	225.0 (233.5)	2.06 (2.05)	23 (27)	45.1 (51.9)

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

### (2) 産業別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新 規雇用分			
産業計	2,139 (2,082)	488,437.5 (485,922.5)	1,879 (1,845)	497 (471)	3,821 (3,646)	1,612 (1,554)	8,882.0 (8,584.0)	923.5 (810.0)	1.82 (1.77)	1,049 (989)	49.0 (47.5)
農・林・漁業、 鉱業	12 (13)	1,391.5 (1,358.5)	16 (14)	1 (0)	23 (24)	5 (9)	58.5 (56.5)	2.0 (3.5)	4.20 (4.16)	10 (7)	83.3 (53.8)
建設業	69 (63)	7,645.5 (7,197.5)	19 (18)	4 (2)	60 (58)	4 (4)	104.0 (98.0)	11.5 (12.0)	1.36 (1.36)	32 (31)	46.4 (49.2)
製造業	430 (415)	70,217.0 (69,583.0)	280 (277)	24 (17)	603 (580)	44 (39)	1,209.0 (1,170.5)	114.0 (85.5)	1.72 (1.68)	228 (213)	53.0 (51.3)
電気・ガス・熱 供給・水道業	8 (7)	1,949.5 (1,841.5)	11 (6)	0 (0)	12 (16)	1 (0)	34.5 (28.0)	3.5 (2.0)	1.77 (1.52)	2 (3)	25.0 (42.9)
情報通信業	52 (54)	8,358.5 (8,720.5)	26 (30)	3 (3)	44 (42)	6 (5)	102.0 (107.5)	14.0 (8.5)	1.22 (1.23)	19 (20)	36.5 (37.0)
運輸業	240 (232)	39,824.5 (40,210.0)	168 (168)	24 (35)	351 (337)	35 (32)	728.5 (724.0)	68.5 (75.0)	1.83 (1.80)	113 (99)	47.1 (42.7)
卸売業、小売 業	306 (305)	82,095.5 (85,193.5)	280 (290)	64 (70)	611 (626)	186 (169)	1,328.0 (1,360.5)	188.5 (147.5)	1.62 (1.60)	113 (117)	36.9 (38.4)
金融業、保険 業	25 (26)	16,290.0 (16,676.5)	101 (102)	6 (6)	112 (118)	10 (7)	325.0 (331.5)	17.0 (21.5)	2.00 (1.99)	8 (12)	32.0 (46.2)
不動産業、 物品賃貸業	30 (30)	7,100.0 (6,370.0)	34 (26)	5 (4)	49 (37)	5 (4)	124.5 (95.0)	28.5 (16.0)	1.75 (1.49)	16 (10)	53.3 (33.3)
学術研究、専門・ 技術サービス業	38 (40)	73,231.5 (75,716.5)	211 (205)	170 (178)	540 (543)	817 (809)	1,540.5 (1,535.5)	41.0 (9.0)	2.10 (2.03)	19 (16)	50.0 (40.0)
宿泊業、飲食 サービス業	56 (54)	11,226.0 (11,394.5)	38 (38)	14 (12)	90 (99)	51 (41)	205.5 (207.5)	28.5 (33.5)	1.83 (1.82)	27 (27)	48.2 (50.0)
生活関連サービ ス業、娯楽業	109 (105)	17,947.0 (16,697.0)	50 (56)	30 (20)	112 (115)	74 (52)	279.0 (273.0)	33.0 (30.0)	1.55 (1.64)	53 (51)	48.6 (48.6)
教育・ 学習支援業	50 (46)	8,955.0 (8,487.0)	40 (37)	7 (5)	48 (55)	5 (6)	137.5 (137.0)	12.0 (23.5)	1.54 (1.61)	24 (22)	48.0 (47.8)
医療・福祉	473 (454)	76,959.0 (73,107.0)	314 (294)	113 (94)	645 (528)	310 (313)	1,541.0 (1,366.5)	251.5 (242.5)	2.00 (1.87)	273 (254)	57.7 (55.9)
複合 サービス事業	31 (31)	6,934.0 (6,782.5)	27 (30)	5 (5)	42 (43)	4 (4)	103.0 (110.0)	7.0 (4.0)	1.49 (1.62)	13 (15)	41.9 (48.4)
サービス業	210 (207)	58,313.0 (56,587.0)	264 (254)	27 (20)	479 (425)	55 (60)	1061.5 (983.0)	103.0 (96.0)	1.82 (1.74)	99 (92)	47.1 (44.4)

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

第3表 企業規模別・産業別の障害種別雇用状況

(1) 規模別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
規模計	8,882.0 (8,584.0)	1,499 (1,483)	330 (305)	2,029 (2,053)	489 (502)	5,601.5 (5,575.0)	476.5 (427.0)	380 (362)	167 (166)	1,248 (1,189)	728 (649)	2,539.0 (2,403.5)	249.5 (228.0)	544 (404)	395 (403)	741.5 (605.5)	197.5 (155.0)
50～ 100人未満	941.5 (917.0)	128 (142)	51 (25)	246 (234)	40 (42)	573.0 (564.0)	70.0 (59.5)	35 (36)	32 (22)	147 (137)	77 (71)	287.5 (266.5)	41.0 (34.5)	50 (44)	62 (85)	81.0 (86.5)	32.0 (25.5)
100～ 300人未満	2,249.0 (2,033.5)	430 (387)	65 (56)	592 (594)	76 (77)	1,555.0 (1,462.5)	170.5 (146.5)	77 (78)	28 (30)	244 (223)	72 (60)	462.0 (439.0)	69.0 (67.5)	196 (102)	72 (60)	232.0 (132.0)	69.0 (38.5)
300～ 500人未満	853.0 (783.0)	178 (173)	26 (24)	230 (195)	31 (30)	627.5 (580.0)	52.5 (51.5)	41 (31)	13 (11)	67 (67)	17 (14)	170.5 (147.0)	28.5 (20.0)	46 (47)	18 (18)	55.0 (56.0)	13.0 (17.5)
500～ 1,000人未満	1,194.5 (1,133.0)	213 (217)	33 (30)	289 (328)	36 (22)	766.0 (803.0)	81.0 (58.0)	51 (34)	29 (18)	167 (138)	52 (42)	324.0 (245.0)	39.5 (33.0)	92 (71)	25 (28)	104.5 (85.0)	32.5 (24.5)
1,000人以上	3,644.0 (3,717.5)	550 (564)	155 (170)	672 (702)	306 (331)	2,080.0 (2,165.5)	102.5 (111.5)	176 (183)	65 (85)	623 (624)	510 (462)	1,295.0 (1,306.0)	71.5 (73.0)	160 (140)	218 (212)	269.0 (246.0)	51.0 (49.0)

(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

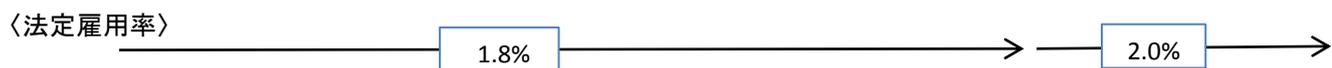
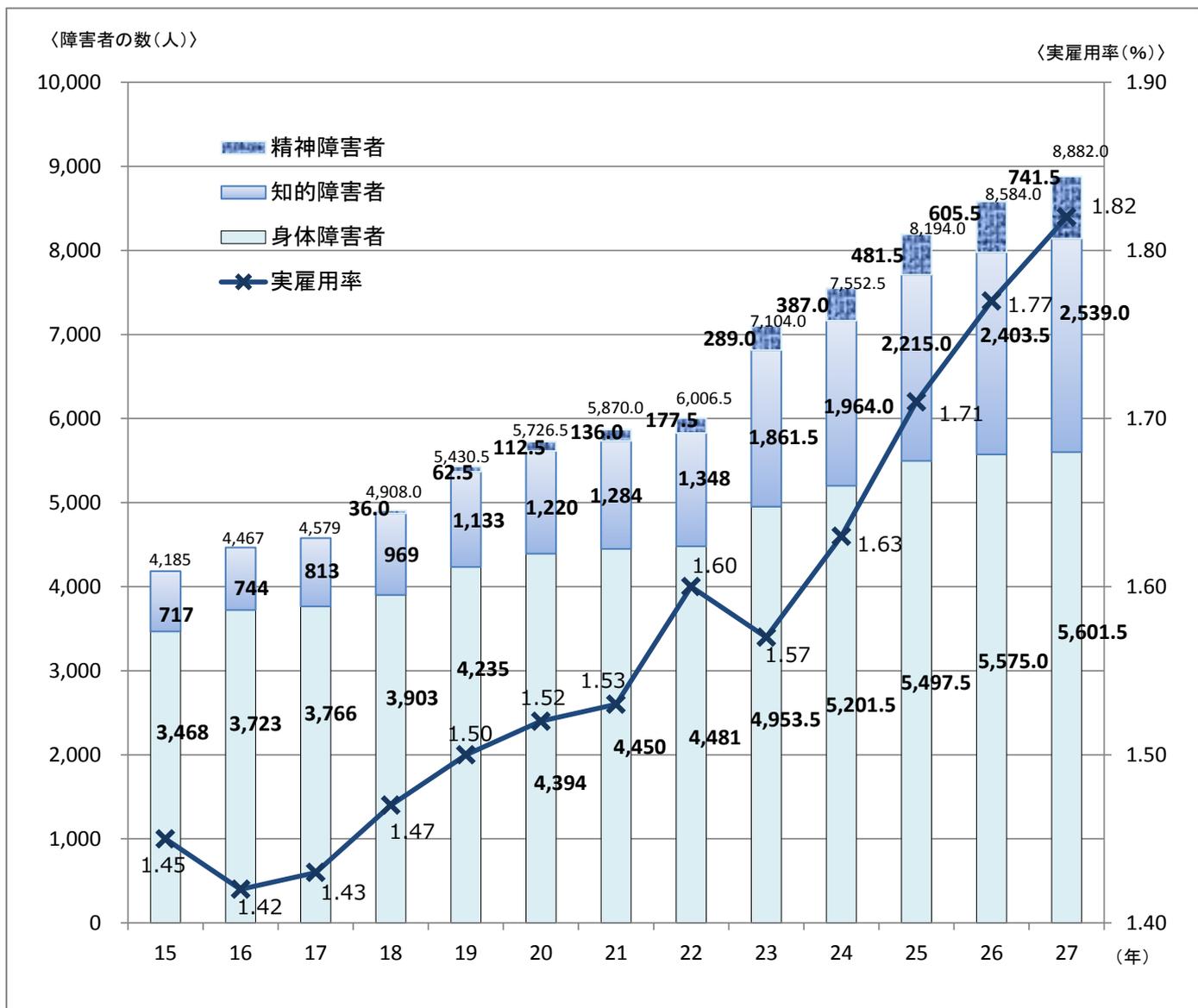
(2) 産業別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
産業計	8,882.0 (8,584.0)	1,499 (1,483)	330 (305)	2,029 (2,053)	489 (502)	5,601.5 (5,575.0)	476.5 (427.0)	380 (362)	167 (166)	1,248 (1,189)	728 (649)	2,539.0 (2,403.5)	249.5 (228.0)	544 (404)	395 (403)	741.5 (605.5)	197.5 (155.0)
農、林、漁業、鉱業	58.5 (56.5)	6 (4)	0 (0)	8 (10)	0 (1)	20.0 (18.5)	0.0 (1.0)	10 (10)	1 (0)	14 (12)	5 (7)	37.5 (35.5)	2.0 (2.5)	1 (2)	0 (1)	1.0 (2.5)	0.0 (0.0)
建設業	104.0 (98.0)	19 (18)	4 (2)	42 (43)	3 (2)	85.5 (82.0)	9.5 (9.0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	0.0 (0.0)	16 (12)	1 (2)	16.5 (13.0)	2.0 (3.0)
製造業	1,209.0 (1,170.5)	240 (241)	15 (12)	328 (332)	30 (27)	838.0 (839.5)	55.0 (49.0)	40 (36)	9 (5)	185 (180)	9 (8)	278.5 (261.0)	36.0 (21.5)	90 (68)	5 (4)	92.5 (70.0)	23.0 (15.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	34.5 (28.0)	11 (6)	0 (0)	10 (12)	1 (0)	32.5 (24.0)	2.5 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2 (4)	0 (0)	2.0 (4.0)	1.0 (0.0)
情報通信業	102.0 (107.5)	24 (28)	3 (3)	32 (32)	0 (0)	83.0 (91.0)	10.0 (4.0)	2 (2)	0 (0)	3 (5)	4 (2)	9.0 (10.0)	1.0 (2.0)	9 (5)	2 (3)	10.0 (6.5)	3.0 (2.5)
運輸業	728.5 (724.0)	137 (138)	12 (14)	216 (214)	21 (17)	512.5 (512.5)	33.0 (39.5)	31 (30)	12 (21)	92 (87)	6 (7)	169.0 (171.5)	22.0 (23.0)	43 (36)	8 (8)	47.0 (40.0)	13.5 (12.5)
卸売・小売業	1,328.0 (1,360.5)	211 (223)	35 (41)	277 (295)	67 (60)	767.5 (812.0)	88.5 (57.5)	69 (67)	29 (29)	240 (242)	59 (48)	436.5 (429.0)	60.5 (51.0)	94 (89)	60 (61)	124.0 (119.5)	39.5 (39.0)
金融、保険業	325.0 (331.5)	100 (101)	6 (6)	84 (94)	7 (6)	293.5 (305.0)	11.0 (16.5)	1 (1)	0 (0)	13 (12)	0 (0)	15.0 (14.0)	1.0 (1.0)	15 (12)	3 (1)	16.5 (12.5)	5.0 (4.0)
不動産業 物品賃貸業	124.5 (95.0)	33 (25)	5 (4)	36 (26)	2 (2)	108.0 (81.0)	22.0 (12.5)	1 (1)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	4.0 (5.0)	2.0 (0.0)	11 (8)	3 (2)	12.5 (9.0)	4.5 (3.5)
学術研究、 専門・技術サービス業	1,540.5 (1,535.5)	186 (180)	121 (129)	241 (260)	231 (258)	849.5 (878.0)	25.0 (7.0)	25 (25)	49 (49)	250 (244)	449 (411)	573.5 (548.5)	4.0 (1.0)	49 (39)	137 (140)	117.5 (109.0)	12.0 (1.0)
宿泊業、 飲食サービス業	205.5 (207.5)	28 (28)	9 (7)	25 (25)	5 (3)	92.5 (89.5)	10.0 (11.0)	10 (10)	5 (5)	54 (63)	35 (27)	96.5 (101.5)	15.0 (15.5)	11 (11)	11 (11)	16.5 (16.5)	3.5 (7.0)
生活関連、 娯楽業	279.0 (273.0)	38 (45)	23 (12)	79 (83)	35 (27)	195.5 (198.5)	16.5 (14.5)	12 (11)	7 (8)	25 (25)	12 (8)	62.0 (59.0)	9.5 (10.5)	8 (7)	27 (17)	21.5 (15.5)	7.0 (5.0)
教育・ 学習支援業	137.5 (137.0)	40 (37)	7 (5)	34 (39)	3 (4)	122.5 (120.0)	11.0 (18.5)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)	1.0 (1.0)	10 (13)	2 (2)	11.0 (14.0)	0.0 (4.0)
医療・福祉	1,541.0 (1,366.5)	240 (230)	68 (51)	317 (309)	57 (65)	893.5 (852.5)	122.0 (130.5)	74 (64)	45 (43)	191 (157)	132 (108)	450.0 (382.0)	60.5 (68.5)	137 (62)	121 (140)	197.5 (132.0)	69.0 (43.5)
複合 サービス業	103.0 (110.0)	22 (25)	3 (3)	34 (35)	0 (0)	81.0 (88.0)	5.0 (4.0)	5 (5)	2 (2)	6 (6)	4 (4)	20.0 (20.0)	1.0 (0.0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	1.0 (0.0)
サービス業	1,061.5 (983.0)	164 (154)	19 (16)	266 (244)	27 (30)	626.5 (583.0)	55.5 (50.5)	100 (100)	8 (4)	167 (147)	13 (19)	381.5 (360.5)	34.0 (30.5)	46 (34)	15 (11)	53.5 (39.5)	13.5 (15.0)

(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

# 第1図 民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移

各年6月1日現在



※1 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模企業、平成25年以降は50人以上規模企業の集計である)

※2 障害者実雇用率の算定方法は以下のとおりである。(平成22年7月1日～)

$$\text{障害者実雇用率} = \frac{\text{障害者である(常用雇用労働者数+常用雇用短時間労働者数} \times 0.5)}{\text{(健常者を含む)常用雇用労働者数} + \text{(健常者を含む)常用雇用短時間労働者数} \times 0.5}$$

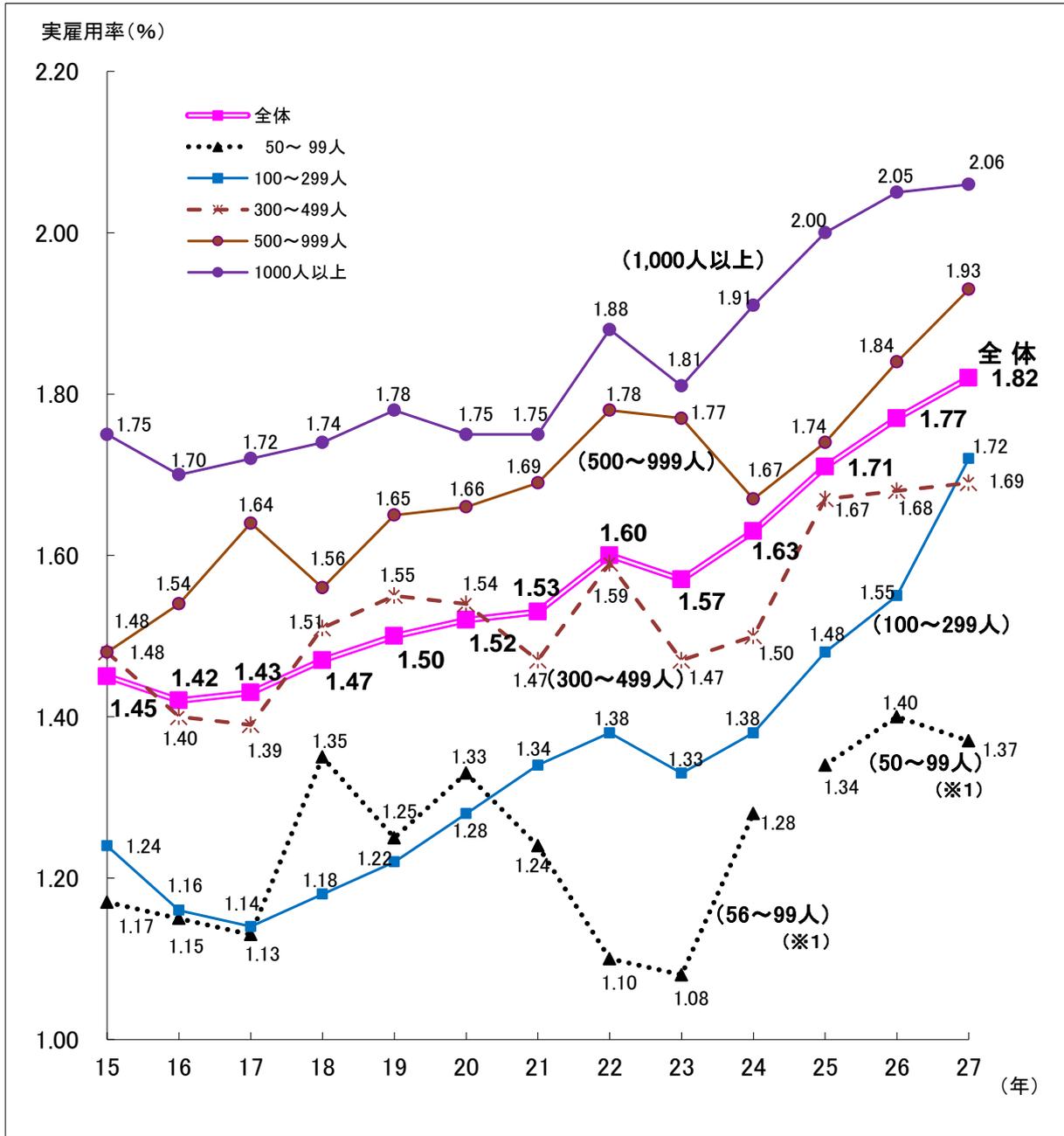
※3 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- |   |   |
|---|---|
| <p>平成17年度まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> </ul>  | <p>平成23年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者</li> <li>身体障害者である短時間労働者(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)</li> <li>知的障害者である短時間労働者(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)</li> <li>精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)</li> </ul> |
| <p>平成18年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者</li> <li>精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)</li> </ul> |   |

※4 平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第2図 民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在

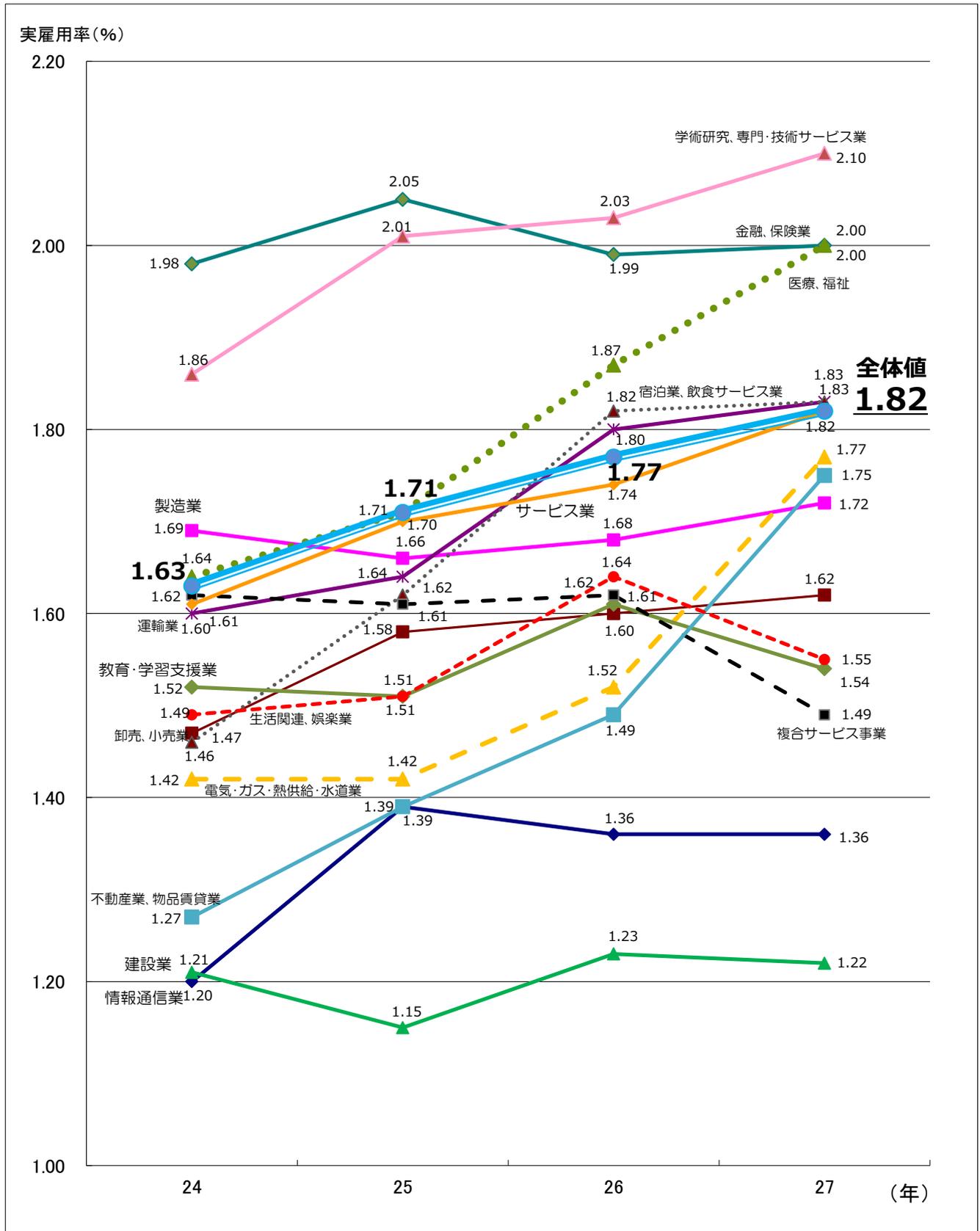


※1 平成24年以前は56人以上規模企業が対象があったのに対し平成25年以降は50人以上規模企業が対象となったため平成24年以前の数値は56~99人の数値である。

※2 平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

### 第3図 民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移

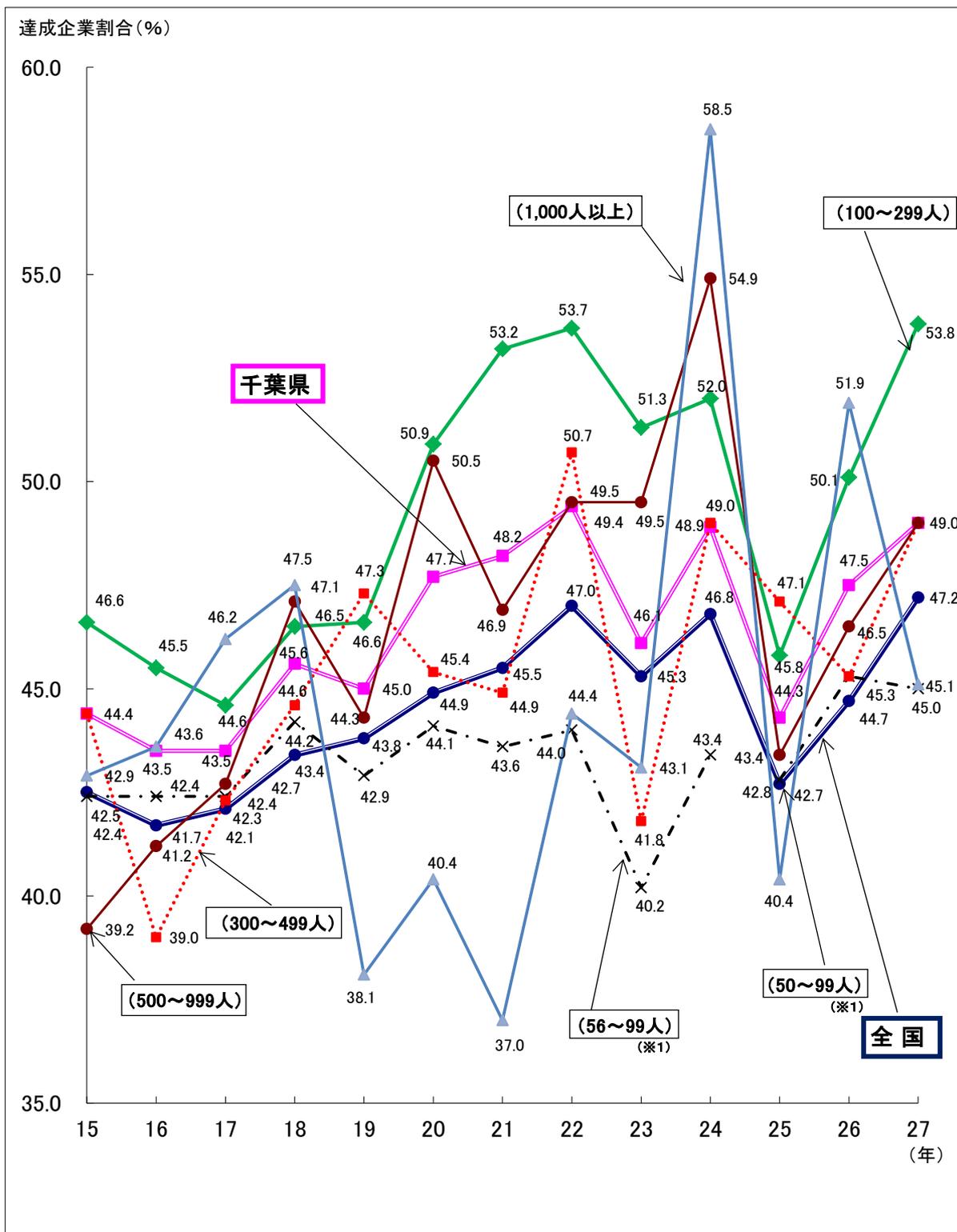
各年6月1日現在



※1 グラフ作成上、労働者数が1,500人に満たない農・林・漁業及び鉱業は除いている。

第4図 民間企業における規模別障害者の法定雇用率達成企業割合の推移

各年6月1日現在



※1 平成24年以前は56人以上規模企業が対象があったのに対し平成25年以降は50人以上規模企業が対象となったため平成24年以前の数値は56~99人の数値である。  
 ※2 平成22年から平成23年の法定雇用率達成企業割合の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第4表 千葉県の機関における障害者の在職状況

1. 法定雇用率2.3%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 7	人 11,910.0	人 90	人 4	人 114	人 8	人 302.0	人 15.0	% 2.54	機関 7	% 100.0
	(7)	(11,899.0)	(87)	(4)	(115)	(7)	(296.5)	(5.5)	(2.49)	(6)	(85.7)
千葉県知事部局	1	7,855.5	61	0	74	0	196.0	9.0	2.50	1	100.0
	(1)	(7,837.5)	(59)	(0)	(77)	(0)	(195.0)	(4.0)	(2.49)	(1)	(100.0)
その他の県の機関	6	4,054.5	29	4	40	8	106.0	6.0	2.61	6	100.0
	(6)	(4,061.5)	(28)	(4)	(38)	(7)	(101.5)	(1.5)	(2.50)	(5)	(83.3)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数				④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
計	人 302.0	人 86	人 4	人 102	人 8	人 282.0	人 9.0	人 4	人 0	人 6	人 0	人 14.0	人 3.0	人 6	人 0	人 6.0	人 3.0
	(296.5)	(84)	(4)	(103)	(7)	(278.5)	(3.5)	(3)	(0)	(8)	(0)	(14.0)	(2.0)	(4)	(0)	(4.0)	(0.0)

## 2. 法定雇用率2.2%が適用される機関

### (1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分			
千葉県教育委員会	機関 1	人 22,773.0	人 158	人 5	人 201	人 11	人 527.5	人 75.0	% 2.32	機関 1	% 100.0
	(1)	(22,815.5)	(158)	(3)	(198)	(12)	(523.0)	(50.5)	(2.29)	(1)	(100.0)

〔第4表 1(1)・2(1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は、平成26年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔第4表 1(2)の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は、平成26年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第5表 県内市町村等の機関における障害者の在職状況

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E.計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
法定雇用率2.3%が適用される機関	87	44,358.5	255	42	436	78	1,027.0	58.0	2.32	75	86.2
	( 87 )	( 43,849.0 )	( 247 )	( 42 )	( 429 )	( 80 )	( 1,005.0 )	( 64.0 )	( 2.29 )	( 75 )	( 86.2 )
法定雇用率2.2%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	4	5,581.0	22	5	59	17	116.5	7.0	2.09	3	75.0
	( 4 )	( 5,484.5 )	( 26 )	( 5 )	( 56 )	( 16 )	( 121.0 )	( 14.0 )	( 2.21 )	( 4 )	( 100.0 )

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
法定雇用率2.3%が適用される機関	1,027.0	250	40	381	60	951.0	50.0	5	2	21	9	37.5	5.0	34	9	38.5	3.0	
	( 1,005.0 )	( 241 )	( 41 )	( 381 )	( 63 )	( 935.5 )	( 50.5 )	( 6 )	( 1 )	( 22 )	( 6 )	( 38.0 )	( 9.0 )	( 26 )	( 11 )	( 31.5 )	( 4.5 )	
法定雇用率2.2%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	116.5	21	5	48	17	103.5	6.0	1	0	0	0	2.0	0.0	11	0	11.0	1.0	
	( 121.0 )	( 24 )	( 5 )	( 47 )	( 16 )	( 108.0 )	( 10.0 )	( 2 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 4.0 )	( 4.0 )	( 9 )	( 0 )	( 9.0 )	( 0.0 )	

〔第5表 (1)の注〕

〔第4表 1(1)の注〕1～5と同じ

6 「厚生労働大臣の指定する教育委員会」は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書きの規定に基づき同条ただし書きの厚生労働大臣の指定する教育委員会を定める件(平成11年労働省告示第33号)に定める教育委員会とする。

7 法定雇用率2.3%が適用される機関とは、市町村の行政機関等である。

〔第5表 (2)の注〕

〔第4表 1(2)の注〕1～6と同じ

〔第5表 (1)の注〕6、7と同じ

## 第6表 地方公共団体等の各機関の状況

### (1) 都道府県知事部局の状況 (法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	7,855.5	196.0	2.50	0.0	
千葉県(認定)	7,855.5	196.0	2.50	0.0	注4

### (2) 都道府県機関(警察、企業局等)の状況 (法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	4,054.5	106.0	2.61	0.0	
千葉県企業庁	306.0	8.0	2.61	0.0	
千葉県水道局	886.0	26.0	2.93	0.0	
千葉県病院局	1,202.0	31.0	2.58	0.0	
北千葉広域水道企業団	89.0	2.0	2.25	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,504.5	38.0	2.53	0.0	

### (3) 都道府県教育委員会の状況 (法定雇用率2.2%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	22,773.0	527.5	2.32	0.0	
千葉県	22,773.0	527.5	2.32	0.0	

### (4) 特殊法人等の状況 (法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	328.5	7.5	2.28	0.5	
千葉県住宅供給公社	97.5	3.0	3.08	0.0	
さんむ医療センター	231.0	4.5	1.95	0.5	

注5) 特殊法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人である。  
 なお、同令別表第2の第1号から第8号までの法人(国所轄の法人)については、厚生労働省で発表している。

### (5) 県内市町村等の機関の状況 (法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	44,358.5	1,027.0	2.32	19.0	
千葉市(認定)	5,519.5	131.0	2.37	0.0	注4
銚子市(認定)	703.5	17.0	2.42	0.0	注4
市川市	2,477.0	57.0	2.30	0.0	
船橋市	2,690.5	62.5	2.32	0.0	
館山市	472.5	10.0	2.12	0.0	
木更津市(認定)	972.5	23.0	2.37	0.0	注4
松戸市(認定)	2,622.5	58.0	2.21	2.0	注4 注7
野田市	694.0	17.0	2.45	0.0	
茂原市	485.0	8.0	1.65	3.0	
成田市	846.5	19.0	2.24	0.0	
佐倉市	793.0	21.0	2.65	0.0	
東金市	355.0	8.0	2.25	0.0	
旭市(認定)	535.5	10.0	1.87	2.0	注4
習志野市	806.5	19.0	2.36	0.0	
柏市	1,449.0	33.0	2.28	0.0	
勝浦市	215.0	3.0	1.40	1.0	注7

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
市原市	1,509.0	34.0	2.25	0.0	
流山市（認定）	988.5	22.0	2.23	0.0	注4
八千代市（認定）	1,110.0	26.5	2.39	0.0	注4
我孫子市	589.0	14.5	2.46	0.0	
鴨川市	508.0	11.0	2.17	0.0	
鎌ヶ谷市（認定）	513.0	13.0	2.53	0.0	注4
君津市（認定）	879.5	22.0	2.50	0.0	注4
富津市（認定）	370.0	8.5	2.30	0.0	注4
浦安市	755.5	18.5	2.45	0.0	
四街道市	458.0	13.0	2.84	0.0	
袖ヶ浦市	384.5	8.0	2.08	0.0	
八街市（認定）	526.0	11.0	2.09	1.0	注4
印西市	650.0	13.0	2.00	1.0	
白井市	395.5	11.0	2.78	0.0	
富里市（認定）	427.5	13.0	3.04	0.0	注4
南房総市（認定）	692.5	18.0	2.60	0.0	注4
匝瑳市（認定）	289.0	5.0	1.73	1.0	注4 注7
香取市	527.5	12.5	2.37	0.0	
山武市（認定）	437.5	12.0	2.74	0.0	注4
いすみ市（認定）	475.0	11.0	2.32	0.0	注4
酒々井町	168.0	3.0	1.79	0.0	
栄町（認定）	185.0	6.0	3.24	0.0	注4
神崎町	68.0	1.0	1.47	0.0	
多古町	241.5	3.0	1.24	2.0	
東庄町	132.0	3.0	2.27	0.0	
大網白里市（認定）	586.5	13.5	2.30	0.0	注4
九十九里町	123.0	2.0	1.63	0.0	
芝山町	117.0	3.0	2.56	0.0	
横芝光町	236.0	4.0	1.69	1.0	
一宮町	112.0	3.0	2.68	0.0	
睦沢町	64.5	1.0	1.55	0.0	
長生村	120.0	2.0	1.67	0.0	
白子町	129.5	2.0	1.54	0.0	
長柄町	102.0	3.0	2.94	0.0	
長南町（認定）	140.0	5.0	3.57	0.0	注4
大多喜町	204.0	4.0	1.96	0.0	
御宿町	120.0	3.0	2.50	0.0	
鋸南町	74.0	0.0	0.00	1.0	
市川市教育委員会	732.5	16.5	2.25	0.0	
館山市教育委員会	126.0	3.0	2.38	0.0	
野田市教育委員会	122.5	5.0	4.08	0.0	
茂原市教育委員会	84.0	1.0	1.19	0.0	
成田市教育委員会	284.5	6.0	2.11	0.0	
佐倉市教育委員会	163.5	4.0	2.45	0.0	
東金市教育委員会	94.0	2.0	2.13	0.0	
市原市教育委員会	252.0	5.0	1.98	0.0	
我孫子市教育委員会	91.5	3.5	3.83	0.0	
鴨川市教育委員会	152.0	3.0	1.97	0.0	
浦安市教育委員会	243.0	6.5	2.67	0.0	
四街道市教育委員会	68.0	2.0	2.94	0.0	
袖ヶ浦市教育委員会	84.0	1.0	1.19	0.0	
印西市教育委員会	241.0	6.0	2.49	0.0	
白井市教育委員会	129.5	3.0	2.32	0.0	
香取市教育委員会	120.0	4.0	3.33	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
香取広域市町村圏事務組合	58.0	1.0	1.72	0.0	
山武郡市広域水道企業団	57.0	2.0	3.51	0.0	
四市複合事務組合	84.5	2.0	2.37	0.0	
長生郡市広域市町村圏組合	104.5	5.0	4.78	0.0	
山武郡市広域行政組合	80.5	2.0	2.48	0.0	
九十九里地域水道企業団	79.0	1.0	1.27	0.0	
香取市東庄町病院組合	126.5	6.0	4.74	0.0	
総合病院 国保旭中央病院	1,464.5	34.0	2.32	0.0	
国保国吉病院組合	205.0	5.0	2.44	0.0	
君津中央病院企業団	549.5	10.0	1.82	2.0	
公立長生病院	170.0	3.0	1.76	0.0	
松戸市病院事業	663.5	16.0	2.41	0.0	
習志野市企業局	99.5	2.0	2.01	0.0	
柏市水道事業	67.0	2.0	2.99	0.0	
船橋市病院事業	263.0	6.0	2.28	0.0	
国保匝瑳市民病院	196.0	2.0	1.02	2.0	
佐倉市上下水道部	56.5	1.0	1.77	0.0	

(6) 県内市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.2%) 注6

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	5,581.0	116.5	2.09	5.0	
千葉市教育委員会	4,162.5	86.0	2.07	5.0	
船橋市教育委員会	865.0	19.0	2.20	0.0	
習志野市教育委員会	259.5	5.0	1.93	0.0	
柏市教育委員会	294.0	6.5	2.21	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 「高齢・障害・求職者雇用支援機構、放射線医学総合研究所、千葉大学」は国の所轄法人のため、千葉労働局での集計を行っていない。

注6 法定雇用率2.2%の市町村教育委員会とは、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校又は中等教育学校に置かれる教諭、助教諭又は講師（常勤者に限る。）の任命権者である教育委員会である。（特例認定機関を除く）

注7 注7の機関は、障害者任免状況調査（平成27年6月1日）後、障害者雇用不足数を解消した機関。

## 【事例T社】

◆ 事業内容・従業員数・雇用障害者数

アスファルト合材の製造販売、土木舗装工事の請負施行、建材廃材の中間処理等  
従業員数約 98 名 雇用障害者数 1 名（肢体不自由 身体 1 級）

◆ 仕事内容

一般事務（伝票整理・電話受付）等

◆ 募集・採用時の合理的配慮

- ・面接時に出来るだけ移動距離が少なくなるよう事務所近くの駐車場を確保し、到着を確認したら、職員が迎えに行き面接会場まで案内した。

◆ 採用後の合理的配慮

- ・雇入れの段階で本人同意のうえ、障害特性や仕事の内容、配慮すべきことを全社員に説明した。
- ・経験豊富でサービス介助士の資格を持った総務部長を業務指導や相談の担当者と定めた。
- ・移動の負担のないよう職場内の環境整備に気を配っている。また、他の事務員 3 名が障害者を囲む形に配置され、わからないことを聞く場合も移動することなくできる体制をとっている。
- ・事務所脇に障害者用の駐車場を設置。
- ・和式トイレしかなかったため、洋式の簡易トイレを設置。
- ・事務員はスカートの制服が決まっているが、ズボンの着用を許可している。
- ・総務部長とともに特例子会社を見学。総務部長には雇用管理や障害者に向けた業務内容等を学ぶ機会となった。また、障害者自身からも特例子会社の同じ障害を持って働いている方と話をすることで悩みを共有し、前向きに仕事と向き合うことができたことと好評であった。

## 【事例H社】

◆ 事業内容・従業員数・雇用障害者数

化粧品・トイレタリー・健康食品の物流業務受託、化粧品製造販売業  
従業員約 83 名 雇用障害者数 2 名（内訳 知的 2 名 1 名は発達障害あり）

◆ 仕事内容

包装作業

◆ 募集・採用時の合理的配慮

- ・募集前に「障害」についての勉強会、社長、総務・現場担当と就労支援機関との打合せ、先進的な障害者受入れ企業の見学等を実施し、支援機関職員の業務体験を行ったうえで障害者の業務の切り出しや 1 日の業務スケジュールを作成するなど受入れ準備を整えた。
- ・面接では、障害者本人の特性に配慮し、わかりやすい言葉を意識して本人との会話のやりとりで面接を進めた。（更に、就職採用までの流れや会社での規則やルールは、後からも確認できるよう書面で説明を行った。）

◆ 採用後の合理的配慮

- ・「チームすてっぷ」を結成。構成員は、現場の担当者を中心にチーフ、総務職員、障害を持つ従業員。障害を持つ従業員が困ったときや調整が必要な場合、チームの構成員が対応する。
- ・集中力を持続する為に視覚的な情報の制限とそのための作業環境の整備やモチベーションアップのための取組を行った。
  - ①目隠しを兼ねた障害者の為の棚を作る。
  - ②作業量のカウンボードの作成。
  - ③業務日報の作成。
  - ④タイマーを使用して時間内の生産量を把握。
  - ⑤把握した情報をもとに目標を数値化する。
- ・家族・就労支援機関に職場以外の生活面でのサポートを依頼した。また、障害者本人と話し合い、仕事とプライベートのメリハリをつけるためのルールを作成した。